

社会福祉法人 新潟市社会事業協会行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、人的資源の流失防止と全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
なお、計画期間終了後は、目標達成状況を踏まえて新たな行動計画を策定し、より高い目標達成に向けた取り組みを実施する。
2. 内 容 子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活の両立を支援をするため雇用環境の整備に関する目標を策定する。

目標1 計画期間内に職員の育児休業の取得状況を次の水準以上とする。
男性職員：育児休業・出生時育児休業取得率50%とすること。
女性職員：育児休業取得率を95%以上とすること。

<対 策>

●令和7年4月～

- ① 男性が育児休業・出生時育児休業を取得できることを月1回開かれる施設長連絡会議において、施設長に周知し合わせて各施設の職員に対しても周知し相談窓口を明確にし、取得し易い環境づくりの促進を図る。
- ② 育児休業期間中の業務を円滑に処理することができるよう、代替要員の確保を積極的に行う。
- ③ 1年間の育児休業取得状況を施設長連絡会議に報告し、目標達成状況を確認する。

目標2 子供の出生時における父親となる職員の出産時特別休暇の完全取得を積極的に推進する。

<対 策>

●令和7年4月～

- ・男性職員も出産時特別休暇を取得できることを月1回開かれる施設長連絡会議において、施設長に周知し合わせて各施設の職員に対しても周知し、相談窓口を明確にし相談しやすい環境づくりの促進を図る。

目標3 子の看護等のために看護等休暇を取得できることを周知し、休暇取得の促進を図る。

<対 策>

●令和7年4月～

- ・取得事由が看護以外の感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）式、卒園式に拡大されたことを月1回開かれる施設長連絡会議において、施設長に周知し合わせて各施設の職員に対しても周知し、相談窓口を明確にし、相談しやすい環境づくりの促進を図る。

目標4 年次有給休暇の取得日数を、職員一人当たり年間10日以上の実取得を目指す。

<対 策>

●令和7年4月～

- ① 職員間の業務連携を密にし、取得し易い職場環境、計画的付与の促進を図る。
具体例 ・学校、児童施設等の行事や家族の誕生日などの時における年次休暇取得の促進
・連続休暇の取得促進（リフレッシュ休暇などと併せた年次休暇の取得促進）
- ② 1年間の年次有給休暇取得状況を施設長連絡会議に報告し、目標達成状況を確認する。

目標5 地域における子供の健全育成のため、「子供・子育てに関する地域貢献活動」を促進する。

<対 策>

●令和7年4月～

- ・地域にある学校・児童施設等で行う催し物、行事などに積極的に参加するように働きかけを行い、地域貢献活動への参加促進を図る。